

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の使用施設等の使用前確認申請に係る面談

2. 日時：令和5年10月30日（月） 13時30分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

清水原子力専門検査官

日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

臨界ホット試験技術部 BECKY 技術課 マネージャー 他3名

保安管理部品質保証課 技術副主幹 他1名

工務技術部工務第1課 主査 他1名

放射線管理部放射線管理第2課 技術副主幹 他1名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部施設保安管理課 主査

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項の規定に基づき、令和5年9月25日付けでバックエンド研究施設の分析室（I）の設置に係る使用前確認申請書（以下「申請書」という。）の提出があり、その内容について申請書に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁から以下の事項を伝えた。

・使用前検査を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法については、以下の事項を考慮し記載を見直すこと。

✓ 「使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法」における「使用施設等の設計」は、「使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲」に記載の設備・機器等ごとに安全機能の仕様、設計等を記載すること。

✓ 具体化された設計の前提条件となる設計条件の整理において、使用変更許可申請書の記載からの漏れが認められることから、当該記載事項を漏れなく再整理し、設計条件として当該設計へ確実にインプ

ットすること。

- ✓ 設計の技術基準等への適合に係る説明において、設計条件に基づいた設計結果を記載しているが、具体化された設計の説明となっていない等適正ではないものが多く認められることから、記載を見直すこと。
 - ✓ 使用前検査については、設備・機器等が前述の具体化された設計どおりであることを、1号、2号及び3号検査で確認するものであり、設定した検査項目ごとに検査方法及び検査の基準を記載すること。
 - ✓ 通信連絡設備及び安全避難通路については、使用変更許可申請書の使用施設等の位置、構造及び設備において全く記載がないため、使用前検査の実施要否について、再検討すること。
- ・原子力規制検査により、使用前検査が適切な時期に適切な方法で行われていることについて確認することから、それを踏まえた使用前検査を計画し、使用前検査開始までに申請書の変更を説明する書類を提出すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：なし（使用前確認申請書（令和5年9月25日付け 令05原機（科臨）012）を使用）

以上